市町村	算式

の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

$N = \underline{333.33} \times (s - r) + \underline{6.77}$

算式Ⅴの符号

［略］

s　平成 31 年 1 月 1 日現在、令和 2 年 1 月 1 日現在及び令和 3 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅵ

$O = \{\underline{14.86} \times (u - t) - \underline{1.04}\} + (\underline{4.42} \times u - \underline{5.70})$

$\{\underline{14.86} \times (u - t) - \underline{1.04}\}$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とし、$(\underline{4.42} \times u - \underline{5.70})$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

算式Ⅵの符号

［略］

u　人口動態統計における平成 29 年から令和元年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.52 以上となる場合は 1.000 とする。

［略］

市町村	算式

の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅴ

$N = \underline{344.83} \times (s - r) + \underline{6.52}$

算式Ⅴの符号

［同左］

s　平成 30 年 1 月 1 日現在、平成 31 年 1 月 1 日現在及び令和 2 年 1 月 1 日現在における年少者人口比率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

O　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数が 3 を超える場合は 3 とする。）

算式Ⅵ

$O = \{\underline{15.43} \times (u - t) - \underline{1.51}\} + (\underline{4.49} \times u - \underline{5.92})$

$\{\underline{15.43} \times (u - t) - \underline{1.51}\}$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とし、$(\underline{4.49} \times u - \underline{5.92})$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 に満たない場合は 0.5 とする。

算式Ⅵの符号

［同左］

u　人口動態統計における平成 28 年から平成 30 年までの各年における合計特殊出生率の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500 を超える場合は 1.500 とし、1.000 に満たない場合は 1.000 とする。）。ただし、平成 29 年度から令和元年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を 3 で除して得た数（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.52 以上となる場合は 1.000 とする。

［同左］